

協調会産業福利部と 『産業福利』について

梅田 俊英

はじめに

- 1 産業福利協会から協調会産業福利部へ
 - 2 雑誌『産業福利』第1巻について
 - 3 『産業福利』第2巻以後について
- まとめにかえて

はじめに

本稿は、協調会産業福利部の組織の実態を検討し、同福利部や産業福利協会などによって刊行された『産業福利』の発行状況について明らかにすることを目指すものである。まず最初にこれらの研究状況について述べよう。つづいて、産業福利協会などで中心を担った蒲生俊文（1883-1966）と河原田稼吉（1896-1955）の人物像について言及したい。

これまで、協調会や産業福利協会についてはあまり研究されてこなかった。過去において、それらは「階級対立を隠蔽するもの」として、満足に研究の対象にならなかったのである。その後、「協調会は、従来の主従関係にもとづく融和策を脱却し、この時代の経済変化、思想変化に対処し協調主義を実現しようとする新しい組織形態」⁽¹⁾という評価も出るようになった。以後、個別研究が断続的に取り組まれてきた⁽²⁾。我々、協調会研究会が協調会の研究を始めた頃にはその組織の実態はあまり明らかではなかった。また、産業福利協会の研究に関しては皆無に近かったのである。そのなかであって前掲⁽²⁾『協調会の研究』は、協調会の実態に迫ったものであった。また、産業福利協会と協調会産業福利部に初めて言及したのもでもあった。同書で、筆者は産業福利部の活動について述べたが、本論文ではその組織自体について検討したい。

以上のなかであって、2007年5月の社会政策学会は、戦前の産業福利活動についての研究を論題として取り上げるにいたった。同学会では梅田俊英・高橋彦博・堀口良一が報告し、討論された。

(1) 金原左門『大正期の政党と国民』塙書房、1973年、165頁。

(2) 同文献については、梅田俊英・高橋彦博・横関至（協調会研究会）著、法政大学大原社会問題研究所編『協調会の研究』柏書房、2004年所収、「協調会研究文献一覧」参照。

そのうち、堀口報告「産業福利協会について」は『社会政策学会誌』第19号（法律文化社、2008年3月）に収録されている。やっと、これらの組織やその取り組んだ「産業福利」活動について本格的な研究が始まったと言えよう。

前述のように、戦前の産業福利活動の中心にあったのは、蒲生俊文や河原田稼吉らであった。あらかじめ、この2人について簡単にふれておこう。その活動の中心の1人であった蒲生は、1914年東京電気（現・東芝）で労働者が感電事故死し、その妻が泣きくずれる姿を見てその生涯を安全運動に捧げることを決意したという。戦前の安全運動、ひいては産業福利活動は「人道主義」に立つ社会運動としての側面ももって展開されたといえる（堀口の見解。前掲『協調会の研究』228頁参照）。

蒲生は戦前・戦後を通じて愚直なまでに「安全」を言い続けた。いわば、東京電気での事故が彼の生涯を通じての「原点」となったものといえよう。戦時中には他の論者と同じように「一君万民」の天皇制賛美の論を張るのではあるが、それにもかかわらず、「安全」だけは言い続けたようである。その状況を見てみよう。かれは、戦時中に「吾人は人力を保存しなければならない。国家は各人より至極の生産力を要求するのである。災害によりて一人の職工も、一人の運転手も、一人の技師も、一人の教師も、一人の実業家も、一人の官公吏も、一人の農夫も、一人の家庭人をも失ふことは許されぬ。吾人は充分なる訓練によりて生産力の増強を来さなければならぬ。そのためには我が人的資源を保存しなければならぬ。『安全』は国家の非常対策の最重要なる部分を占めなければならぬ」⁽³⁾と述べている。非常時のため「国家」のためという論理ではあるが、彼の場合には「安全」が優先されていると言える。というのは、「人道主義ということばは戦後出てきたもので、戦時中は人的資源で通していましたね」⁽⁴⁾というように、彼の言う「人的資源」とは結局「人道主義」ということになるのである。戦争末期、サイパン島の戦闘についての蒲生の短歌を紹介しよう。

孤立無援猶戦は戦の最善を盡して戦ひ死にぬ
あはれ我がつはもののみか島民さへつらゝぎ立ちて戦ひ死にぬ
余は常に陣頭に在りと長官のこの語千金の重きを覚ゆ
傷病三千已に自決し立ち得るは皆たち並び敵を襲ひし
壮烈何ぞ言やはあらむ女さへ齒もて米鬼を噛みしといはずや
一人十殺の誓するどし明王の降魔の利劍冴え渡りけむ
この怨とはに忘れじ打碎きわたの底ひに沈め盡さむ
憤りのこの心こゝに燃えたぎり炎となりて焼かむ醜草⁽⁵⁾

サイパン島の陥落は44年7月のことなので、そのニュースや伝聞でこれらの歌を作ったものであろう。戦争賛美の側面もなきにしもあらずだが、戦争の悲惨さも出ていると言えよう。2首目のものは日本兵だけでなく島民も犠牲になったことを歌っているのである。戦時中には、短歌の形だけ

(3) 蒲生俊文「一步前進へ」『産業福利』1943年4月号。

(4) 中央労働災害防止協会『全国安全週間のあゆみ』1977年、246頁。座談会での斎藤勇（元労働省安全課長補佐）の発言。

(5) 『産業福利』第19巻第3号、1944年9月号「サイパンを憶ふ」。全8首からなる。

でなくさまざまな標語や国策ポスターがおびただしく作成されたことはよく知られている。戦時体制下にはこれらの標語などが「精神性・抽象性が増してきているのが特徴」⁽⁶⁾である。大政翼賛会の標語に「進め一億火の玉だ」（1942年）というものがある。増産を訴えた国策ポスターには「大和魂に驚愕！ 然り！ 戦ひが激しければ激しい程，苦しければ苦しい程，更にまして輝く闘魂！ これこそ我々の心に燃える大和魂なのだ。……造るぞ 千機萬機！ 勇士等は待つてゐる」（1944年）⁽⁷⁾とある。こういう状況下では労災防止，「安全」を強調するのは困難であったであろう。また，さきの蒲生の短歌がこのような「精神性・抽象性」から，いかにかけ離れていたものかがよくわかるのである。

つづいて，河原田稼吉について見てみよう。河原田は帝大で蒲生の後輩であった。彼は内務官僚の道を歩いた。そして，蒲生と組んで産業福利の活動をする。1925年，産業福利協会設立とともに理事長となっているのである。

河原田は「産業福利の必要」について，①「人道上の必要」 ②ロバート・オーウェンの労働者に向けた費用により雇用主にも多くの利益をもたらすという言葉を引きいて，「経済上の必要」，すなわち「労働力の保全」の必要性をあげている。また，「産業福利の効果」として「労使の協調」「能率の増進」「労働異動の減少」をあげ，功利的な見解を示しているものの，「福利施設は決して雇主の慈善恩恵では有りません。況や労働者や社会を欺瞞せんが為めに外形を存するが如きは最も福利施設の精神に反するのであります」⁽⁸⁾と述べている。このように，河原田は本気に産業福利に取り組もうとしていたと言えよう。なお，オーウェンの言葉は『産業福利』2巻1号の巻頭に掲げられている。河原田の指示によるものであろう。穏健な労働組合なら容認する「進歩的な官僚」⁽⁹⁾だった河原田と，安全運動に生涯をささげた蒲生が出会うことによって産業福利活動が成立したのである。つまり，このような2人の指導者を得て，戦前の産業福利活動は展開されたのであった。

産業報国運動が起こると，この2人はともにそれに参加するのであるが，その後は道を異にする。蒲生は戦争が終わった後も安全運動を続けた。こうして，自宅に「安全研究所」なる看板を掲げ全国を講演してまわる活動を続けたのである。こういう人生を経た蒲生の信念は何であったのであろうか。ご遺族に問うたところ，若い頃にはキリスト教に惹かれたが，生涯を通じては仏教が自己の信念を支えたものであったということである。蒲生の生涯を思うと，よく納得できることであった。

1 産業福利協会から協調会産業福利部へ

1925年11月，内務省の外郭団体として産業福利協会が設立された。内務省社会局課長・河原田稼吉が蒲生を同協会理事として彼を中心に，災害予防ポスター作成などを行うなど安全運動が展開された。1936年4月には産業福利協会は協調会に吸収され，その産業福利部となった。それは，河原田が協調会理事になったのがきっかけとなったものである。37年3月には，北岡寿逸にかわって蒲

(6) 筑紫磐井『標語誕生』角川書店，2006年，69頁。

(7) 名古屋銀行『日本のポスター史』1989年，186頁。

(8) 河原田稼吉「産業福利の精神」『産業福利』1927年2月号。

(9) 堀口良一「蒲生俊文と安全運動」『近畿大学法学』2002年2月号。

生が部長となっている。

この吸収合併は、協調会の体制にも大きな影響を与えた。従来の協調会には、総務課・労働課・教務課・調査課・農村課の5課があったが、合併後は総務部・調査部・産業福利部の3部制となった。このように、これ以後の協調会のなかでは、産業福利活動がかなり大きな重みをもっていたといえよう。従来の協調会のイメージでは、労使紛争の調停をになうかなり「うさんくさい」ものとみられていたといえる。つまり、労働者側にも使用者側にも協調会は煙たい存在だったといえるかもしれないのであつた。それに対して、産業福利活動は労使双方からほぼ無条件で歓迎されるものであつた。こうして、この時期以後の協調会の活動は生き生きとした活発なものとして展開されたのである（その活動の内容は、前掲『協調会の研究』参照）。

まず、協調会に吸収される前段階としての産業福利協会の組織を検討しよう。同協会は、設立時には「本会ハ廳府県鉱業懇談会、工場衛生会其ノ他ノ団体ヲ以テ組織ス」（会則第3条）と明確に団体のみによって組織されたものであつた。会員名簿（大正14年12月18日現在）には、次のような組織がある（カッコ内は会費申込口数。1口年額50円）。

福島県工場協会（1口）	宮城県工場協会（1口）
広島県工場懇話会（2口）	新潟県工場協会（2口）
兵庫県工場懇話会（4口）	愛知県工場会（6口）
岡山県工場協会（2口）	岐阜県工場会（1口）
和歌山県工場研究会（2口）	石川県工業会（2口）
三重県工場連合会（2口）	山梨県工業懇話会（1口）
大分県工業協会（1口）	静岡県工業懇話会（1口）
愛媛県工場研究会（1口）	大阪府工場衛生研究会（2口）
埼玉県工業懇話会（4口）	北海道工場協会（1口）
栃木工場懇話会連合会（未定）	

以上のように、会員は全19団体にのぼっている（「会員名簿」大正14年12月18日現在⁽¹⁰⁾）。全36口+ α で1800円増の年額会費だった。1927年2月には以下の団体が新たに加盟した（口数記載なし）。

徳島県工場懇話会	京都府工場衛生会
高知県工業会	京都府工業連合会
群馬県工場協会	佐賀県工場懇話会
石炭鉱業連合会	日本工業倶楽部
鉱山懇話会	山口県工場協会
東京工場懇話会	

以上を合計すると30団体となる（大正15年2月17日現在「会員名簿」⁽¹¹⁾）。年額会費は数千円規模が集まったと言えよう。1926年4月においても30団体（大正15年4月1日現在「会員名簿」⁽¹²⁾）

(10) 『産業福利』第1号、1926年1月20日。

(11) 『産業福利』第2号、1926年3月10日。

と変わらず、およそこれらの数の団体で産業福利協会はスタートしたといえよう。1927年4月には35団体と増加し⁽¹³⁾、ほぼ全国を網羅したものとなっている⁽¹⁴⁾。

会則は、1926年末には以下のように改正された（昭和元年12月改正）

第3条 本会ノ事業ヲ翼賛スル者ハ之ヲ会員トス

会員ヲ維持会員、通常会員及賛助会員ニ分ツ

第4条 維持会員ハ廳府県工場懇話会、工場衛生会其ノ他ノ団体トス

維持会員ハ一口年額50円以上ヲ納ムルモノトス

第5条 通常会員ハ会社、工場、鉱山又ハ個人トス

通常会員ノ会費ハ年額10円トス

第6条 賛助会員ハ一時金500円以上ノ寄付ヲ為シタル者トス

附則

現在本会ノ会員タル者ハ本則第4条ノ維持会員タルモノトス⁽¹⁵⁾

つまり、個人加盟も認めたのである。いっそう社会運動として産業福利活動を展開しようとしたということであろう。こうして、会員は維持会員・賛助会員・通常会員に区分された。会則改正直後（おそらく1927年4月前後）と、改正後組織が動き始めた6月頃の会員数は次のようである⁽¹⁶⁾。

	維持会員	賛助会員	通常会員	
			団体	個人
改正後	1	2	72	13
1927年6月20日現在	35	5	110	24

当初、維持会員は「協調会」の1会員のみ、賛助会員は「八幡製鉄所・東洋紡績」の2会員のみであった。しかし、通常会員は72団体にのぼり、倍加している。さらに通常会員のうち個人は13人で、かなりの支持者を得ることができたといえよう⁽¹⁷⁾。

ところが、会則改正約6ヶ月後には、維持会員は35団体にのぼり、激増している。また、賛助会員は上記2団体のほか「三菱造船」など3団体に加わり、5団体となった。通常会員（年会費10円）は110団体、24人で、かなりの増加数である。協会の財政を支えたのは上記の維持会員（同50円）・賛助会員（同500円）であったであろう。規約改正の効果はあったものといえる。

とはいえ、協会の財政がそれほど潤沢なものになったわけではない。『産業福利』発行の費用、

(12) 『産業福利』第3号、1926年4月10日。

(13) 1927年以後の財政に関しては、堀口良一「産業福利協会について」（『社会政策学会誌』第19号、2008年3月）を参照。

(14) ただし、「会員名簿」の掲載は第1巻のうち第1号から第3号までにとどまる。

(15) 『産業福利』1927年4月号。

(16) 『産業福利』1927年5月号・7月号。

(17) 『産業福利』1927年5月号。

地方の多様なイベント維持費用など経費がかなりかかったようである⁽¹⁸⁾。たとえば、協調会に吸収された直後の活動として、安全週間フィルムの帯出がある。フィルムは「安全戦線」「晴れたる空」ほか全15本にのぼり、その作成費用はかなりのものであったであろう⁽¹⁹⁾。こうして、産業福利協会の財政はしだいに逼迫し、協調会の10分の1位になってしまったという⁽²⁰⁾。こうしてみると、産業福利協会が協調会に吸収されたということは、同協会が編成した地方組織を継承し、協調会メンバーを福利活動に当てることで、財政の補いをつけようとしたことにあったと言えよう。

つづいて、この協調会産業福利部のメンバーについて検討しよう。人事については前掲『協調会の研究』所収の横関至「主要職員人名録」を、『産業福利』『消息』欄などを参照して再構成した。すでにふれたように、同部は、産業福利協会が36年4月解散、協調会に吸収されて設立されたものである。以下の12人が産業福利部創設時のメンバーである。

蒲生俊文	36年3月	参事 副部長	36年7月	部長代理	37年3月	部長
	38年7月	産業報国連盟理事				
大内経雄	36年3月	参事	39年4月	産業報国連盟幹事		
長谷孝之	36年3月	参事	調査部と兼務	39年4月	産業報国連盟専門委員	
前田美稲	36年3月	参事				
池田安夫	36年3月	嘱託				
今井俊介	36年3月	嘱託				
小野章	36年3月	嘱託				
高岡実	36年3月	嘱託				
西 実	36年3月	嘱託				
藤澤朝世	36年3月	嘱託				
伊藤一男	36年3月	書記	41年2月	嘱託		
広崎真八郎	36年3月	書記	38年	産業報国連盟		

上記のように、参事が4人、嘱託が6人、書記が2人、合計12人が創設時の陣容である。このうち、産業福利協会から移ってきた人は蒲生を除いて明らかではない。「小野章」・「西実」の2人は協調会前職の記録はなく、あるいは同協会からの移転者かも知れないが、確証はない。「蒲生・小野・西」以外の9人は協調会前職の記録がある。したがって、産業福利部は、協調会メンバーが主体となって形成されたものといえる。

1938年協調会が主唱して産業報国連盟が結成され、40年大日本産業報国会となるなかで41年3月には協調会産業福利部は廃止された。上記のように、創設時メンバーの内、産報に行ったのは蒲生以下4人だった。産業福利活動が産報に移転されたとしても、すべての人員が移動したわけではなかったのである。

(18) この多様な活動については、前掲『協調会の研究』を参照。

(19) 『産業福利』1936年11月号。

(20) 前掲、堀口「産業福利協会について」を参照。

36年4月以降の人事は次のようである。

林直通	37年11月	参事（39年4月まで）
赤間雅彦	40年3月	参事
土屋貞蔵	38年6月	嘱託（38年12月まで）
相原義夫	39年4月	嘱託
鶉藤敏身	39年5月	嘱託
孝橋正一	40年2月	嘱託 大阪支所嘱託と兼務
秋元博	40年3月	嘱託
高木浅之助	38年6月	書記
深山正士	39年4月	書記 44年 産業報国会中央本部事業部参事
秋村潔	40年3月	書記

上記のように、各職とも2, 3人増加している。書記が毎年1人ずつ採用されているのが目立つ。とはいえ、年代的に遅く、目立った人事の増加とは言えないであろう。基本的には、福利部創設時のメンバーがその福利活動を支えたと言えよう。なお、深山が44年に産業報国会参事になるほか、産報に行った人はいない。前記創設時メンバー4人と深山で計5人となり、協調会から大挙して産報に移ったとは言えないであろう。

つづいて、協調会産業福利部のシステムを若干検討しよう⁽²¹⁾。まず、同部は「産業福利協会の機構を継承」するものだったことに注意を促したい。つまり、一から協調会が組織するのではなく、そのまま協会から引き継いだのにすぎなかったのである。地方組織の中心には「産業福利部地方幹事」がある。これは各地方庁の「工場課長或は保安課長」から選ばれた。次に、「産業福利部地方安全委員」が選ばれた。これは、警視庁（東京とその周辺）・京都・大阪・神奈川・愛知・福岡の「各地方当局及び民間委員の2名より構成」されたものだった。ほかに、「調査審議」「産業福利部の事業に協力」する「産業福利部委員」が置かれた。これは、実質的には上記の産業福利部員と重なるであろう。

以上から、協調会産業福利部の活動は10数人の産業福利部（協調会は数10人規模の組織だったので、全体のおよそ3分の1を産業福利部が占めた）のメンバーが中心となり、各主要都市の「地方安全委員」たちが担ったと言えよう。『協調会の研究』第4部第1章の拙稿で叙述した産業福利部の活動はこのような人々によって展開されたのである。また、協調会から産報に福利活動が移行するのは上記の地方組織をそのまま持って行けばよいので、移行は比較的容易なことだったと言えるのではないだろうか。これは逆に言えば、協調会に産業福利活動が根付かなかった理由ともなるであろう。

1941年3月、産業福利部は廃止された。38年7月に協調会が主体となって産業報国連盟が結成され、河原田がその理事長となったこと、40年11月に大日本産業報国会が創立されたことなどがその

(21) 偕和会編『協調会史』1965年、79頁。

廃止の遠因となった。産業報国会が設立された直後、産報連盟は廃止され協働会は産報運動から離脱し、調査活動に専念するようになる。ここに再度の協働会体制の変化をみることができる。前述のように3部制のうち福利部がなくなれば、総務部と調査部が残ることとなる。ところが、総務部長・町田辰次郎が辞任したり、総務部員が産報に移ったりしたので、実質、協働会には調査部のみが残るということとなった。こうして、戦時期協働会は新進学者や調査マンを中心とした調査機関として存続したのである。

2 雑誌『産業福利』第1巻について

『産業福利』は、1926年産業福利協会によって創刊された雑誌である。柏書房により同雑誌が復刻刊行された。07年復刻刊行開始の時点では同雑誌の第1巻は発見されておらず、1927年の第2巻以後からの刊行となった。その後第1巻を発見することができた。その発見の経緯は『大原社会問題研究所雑誌』08年2月号に公表済みである。第1巻は、少なくとも公的文書館には一切存在しない。中央労災防止センターの書庫にのみあると思われる。2008年には1926年1月の創刊号（後記の理由で、第1巻第1号と考えられる。）から第19巻第1号までの完全そろいの復刻刊行が完了した。このうち、最初に第1巻の内容について検討しよう。

(1) 原本の状況

ハードカバー製本で、表紙には「産業福利創刊号」とある。「財団法人協働会産業福利部産業福利博物館」・「全安連図書室」の印がある。また、武田晴爾の印もある⁽²²⁾。筆者の発見した原本の「武田印」は不鮮明で読み取れなかったのである。体裁はA4大（菊判）で新聞型をしているが、記事の内容は、解説や連載記事が多く雑誌型をとる。

原本は、中央労働災害防止協会安全衛生情報センター書庫内、武田文庫（産業福利研究会理事・武田晴爾）に収蔵されている。前述のように、この書庫以外、国会図書館・大学図書館その他公的文書館には一切存在していない。したがって「まぼろしの第1巻」と言えよう。創刊当初は販売を考慮されていないで（後述のように、創刊時には定価が表示されていない）、関係者に配布されたものだったからと考えられる。

(2) 巻数表示

号数表示のみで、巻数表示はない。『産業福利』創刊時には「第1巻」という認識がなかったと思われるが、刊行途中のいずれかの時点から第1巻と考えられるようになったようである。そこで1927年1月号以後「第2巻」と明示されるようになったのであろう。

(3) 発行兼編集人および発行所

創刊時から終刊まで一貫して「蒲生俊文」である。編集所は東京府下杉並町馬橋9番地となって

⁽²²⁾ 近畿大学・堀口良一氏の指摘。

いて、蒲生の自宅である。08年2月15日蒲生の御遺族（娘さんとお孫さん）に聞き取りを行った。戦時中、蒲生が右翼にねらわれ、それを特高警察が見張ったという話は印象深い。建前では、特高は右翼を見張ったのであろうが、戦時中にも「安全第一」などを唱え続けた蒲生の動向も偵察したものだったのであろう。さらに、前述した「サイパン陥落」で「死屍累々」のような短歌を公表するという人物に特高が警戒したというのもあり得ることであろう。

なお、発行所は産業福利協会で、同協会のあった東京市麹町区元橋町内務省社会局内に置かれた。

(4) 定価

一部定価金10銭とされた。定価は第3号より表示されている。創刊当初は協会の会員など関係者に配布されたものであったようだが、評判がよかったものか途中から販売されることになったものといえよう。

(5) 発行状況

「第1巻」の発行状況とページ数は以下の通りである。

第1号	大正15年1月20日	4頁
第2号	大正15年3月10日	4頁
第3号	大正15年4月10日	4頁
第4号	大正15年5月10日	6頁
第5号	大正15年6月10日	4頁
第6号	大正15年7月10日	6頁
第7号	大正15年8月1日	6頁
第8号	大正15年9月1日	8頁
第9号	大正15年10月1日	10頁
第10号	大正15年11月1日	12頁（本号より「目次」つき）
第11号	大正15年12月1日	12頁

計76頁

第1号が発行されたあと、第2号刊行は遅延している。前述のように配布雑誌として考えられていたため、編集部体制が整っていなかったからと考えられる。上記のようにページ数は徐々に増加していつている。編集体制が強化されていったことが伺える。こうして1927年1月からは本格的に雑誌型となって再スタートしたのである。なお、前述のように原本表紙に「産業福利創刊号」とあるが、創刊号の第1号だけでなく、上記のように創刊年の全11号がすべてそろっている。

(6) 主要記事

主要記事には、次のようなものがある。第1号の「産業福利協会の設立」の記事により、従来不明であった産業福利協会の規約などが明らかとなった。第2巻では規約の改定の記事があるが、これによって改定以前の組織がわかったのである。なお、蒲生俊文執筆の記事がないようであるが、

彼は比較的短い解説記事をいくつか執筆している。

- 第1号 「産業福利協会の設立」この記事に「産業福利協会会則」が含まれる。
- 第3号 長岡隆一郎「労働者福利事業の精神」
- 第4号 河原田稼吉「安全第一の提唱」長岡隆一郎「健康保険の説明1」
「産業福利協会設立の趣旨」これは、第1号「産業福利協会の設立」の記事前文と同一のものである。
- 第5号 北岡寿逸「英国に於ける模範的労働者住宅」
- 第6号 河原田稼吉「改正工場法施行令施行規則の説明」
- 第8号 高木源之助「工場内運搬装置」
- 第9号 「鉱山に於ける安全及衛生に就て」
- 第10号 南俊治「回虫の話」
- 第11号 井口幸一「製紙工場に於ける危害予防」

以上の記事からその背景を検討しよう。まず、1922年には健康保険法が公布されている。ところが当初は、同法適用が比較的大きい事業体に限定されていた。そのため、1927年には15人以上規模の事業体となり、また1929年には同法改正で手続きが簡易となり、1934年には5人以上の事業体となって、一気に健康保険の対象者が拡大していったのである。

工場法は、1911年に制定され、16年に施行された。児童労働の制限、女子労働者の保護を目的としている。施行までに5年間かかったのは児童労働者雇用が禁止されるとつぶれてしまう工場が多かったからと言われる。それほど、幼年・児童労働者が多かった実情を伝えるものであろう。1922年11月1日には内務省社会局が誕生した。誕生と同時に河原田稼吉等で行政事務の打ち合わせがなされ、工場法改正について議論された。「社会局の初仕事は工場法の改正」であった⁽²³⁾。その結果、翌年には工場法は改正され、26年に施行された。主旨は保護職工を15歳から16歳へ引き上げることであった。このような流れの中から25年には産業福利協会が結成されることになる。つまり、工場法改正が直接のきっかけとなって同協会が設立されるわけである。

労働災害防止の法律も議会に提示されている。その背景に年々労災で死亡する人々が増えていたことがある。ところが、1928年には企業からの反対が強く、労働者災害扶助法は議会で案が審議未了となってしまった。翌29年にも同法案は貴族院で審議未了となったが、ようやく1931年労働者災害扶助法が公布されたのである⁽²⁴⁾。

明治から大正にかけて鉱業が発展した。明治末には夫婦で石炭を掘る労働形態が成立した。夫が「先山」として石炭を掘り、妻が「後山」として石炭を運び出す形態である。非常に危険な労働で、1916年には鉱夫労役扶助規則が公布された。ところが、1919年第1回国際労働会議（ILO）が開かれ鉱夫労働形態に安全性を求める勧告がなされた。その結果、1928年には鉱夫労役扶助規則が改正

(23) 中央労働災害防止協会編『安全衛生運動史』1971年、95頁。

(24) 梅田俊英『ポスターの社会史』ひつじ書房、2001年、参照。

され、保護鉦夫(女性・年少鉦夫)の深夜業・坑内労働が禁止された⁽²⁵⁾。こうして上記の労働形態は終焉したのである。

以上のように、1920年代は社会政策推進の転換期にあったのである。このなかで、『産業福利』は当時の社会政策推進の中心雑誌になろうとしたといえよう。官僚・河原田稼吉の社会政策推進路線と民間安全運動の立役者の蒲生俊文が合流して産業福利協会が25年に組織され（河原田が蒲生を嘱託として同協会に引き入れた）、翌26年から同雑誌が刊行されるようになったのである。

3 『産業福利』第2巻以後について

『産業福利』第2巻以後の完全揃いは、国会図書館を含めてない。そのため、大原社会問題研究所所蔵の旧協調会図書館に存在する2巻以後の完全復刻には意義があると考えて、今回の復刻は第2巻からのスタートとなった。

第2巻1号は、体裁が変更されただけでなく、内容的にも決定的に充実したものとなっている。したがって、同号は再刊1号（あるいは創刊号）とすることができるかもしれない。先に述べたように、同号巻頭には、ロバート・オーウエンの、労働者の労働条件が改善されることは同時に経営者にとっても利益になるという主旨の言葉が掲げられている。これは、産業福利協会ならびに当時の労災防止運動の基調のイデオロギーではないだろうか。

『産業福利』第2巻以後の刊行状況は以下の通りである（終刊号と考えられる号のほか、発行所等の変更があるときのみ示した）。

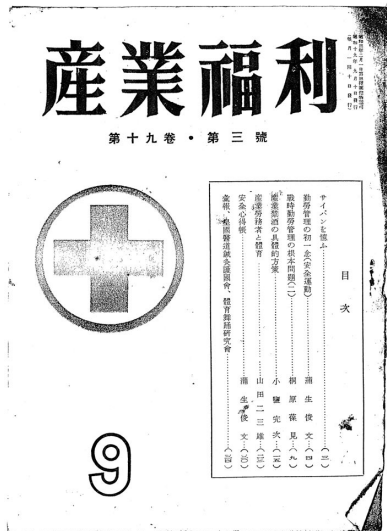
第2巻第1号	大正16（昭和2年）年1月1日発行			
発行所	社会局内 産業福利協会	編輯兼発行人	蒲生俊文	
第11巻第5号	昭和11年5月1日発行			
発行所	財団法人協調会産業福利部	編輯兼発行人	蒲生俊文	
第16巻第4号	昭和16年4月1日発行			
発行所	財団法人協調会	発売所	産業福利研究会	編輯兼発行人 蒲生俊文
第19巻第1号	昭和19年1月10日発行	旧協調会図書館蔵としての「最終号」		
発行所	財団法人協調会	発売所	産業福利研究会	編輯兼発行人 蒲生俊文

なお、第19巻第3号（昭和19年9月10日発行）の断片が発見されている⁽²⁶⁾。表紙と、前述の蒲生の短歌を掲載した記事「サイパンを憶ふ」と「勤労管理の初一念（安全運動）」の最初の1頁、合計3枚がそれである。したがって、第2号も発行されたと考えられるが、未発見である。「昭和18年12月から19年4月にかけて行われた企業整備」の結果、『産業福利』は停刊した⁽²⁷⁾。問題は、第19巻

⁽²⁵⁾ 西成田豊『近代日本労働史』有斐閣、2007年、参照。

⁽²⁶⁾ 蒲生の自宅より堀口氏が発見された。

⁽²⁷⁾ 協調会史料『産業福利』〔復刻版〕〔別巻〕柏書房、2007年、横関至「解題」、48頁参照。



第2号が「企業整備」以前に刊行されたか否かである。上記のように、第19巻第1号が1月発行、第19巻第3号が9月発行と、その間8ヶ月の間隔があるので、あるいは第19巻第1号でいったん終了し、少し間を置いて第19巻第2号として再刊されたのかも知れない。また、2月10日（毎月1回10日発行）に続刊されたのかも知れない。これは今後の検討に待つしかないであろう。少なくとも言えることは、今回見つかった第19巻第3号はいったん終刊した後の再刊号であることである。ご遺族によれば、戦時中に自宅（つまり『産業福利』編集部）は空襲を受けなかったということであるので、編集は44年以後も継続可能だったことになる。

以上に記したように、協調会産業福利部廃止とともに『産業福利』は産業福利研究会に発行主体が移行した。同研究会は厚生省・産報・日刊工業新聞社に所属する人々が中心となって行われた。産業福利部が廃止となって『産業福利』は財政的ピンチを招いたようである。「産業福利部の解消当時本誌が生死の境を彷徨した」⁽²⁸⁾という。結局、日刊工業新聞が財政的支援をすることになって、雑誌を継続することができることとなった。これ以後の『産業福利』編集の中心人物は、同新聞社の出版部長の松本広治であった。松本は「非転向出獄者で共産党多数派やデミトロフ報告に共感していたという経歴をもつ」⁽²⁹⁾人物であった。このことが同雑誌にどのように反映していたかは、これからの検討課題の一つといえよう。

まとめにかえて

我々の課題の最初のもは、前述の最終号を追究することである。さらに、産業福利協会の実態など、まだ未解明のことが多い。先に述べたように、これらの研究はやっと端緒についたところである。

ところで、1917年、蒲生らによって設立された「安全第一協会」は『安全第一』を刊行した⁽³⁰⁾。同誌は1917年4月に創刊され、1919年3月まで刊行されたものである。これは、堀口氏の解説により2007年、不二出版より復刻刊行されている。今回における1926年創刊の『産業福利』第1巻の発見は、安全第一協会の安全運動と、産業福利協会の活動との、史料上のミッシング・リングを埋めることとなろう。その上で、戦前の産業福利協会と協調会産業福利部の福利活動の実態と評価をさらに検討していかなければならないだろう。我々の『産業福利』の復刻刊行が、それにいくらかでも貢献していくものでありたいと思う。

(うめだ・としひで 法政大学大原社会問題研究所兼任研究員)

(28) 『産業福利』1941年12月号「編集後記」。

(29) 前掲、横関至「解題」、40頁、参照。

(30) 堀口良一「機関誌『安全第一』に見る蒲生俊文の安全思想」『近畿大学法学』2002年7月号参照。